

各指定就労定着支援事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部  
障がい支援課長

### 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労定着支援事業の臨時的な取扱い等について

平素は、本市障がい者福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より令和2年3月9日付け事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第3報）」が示されました。

これに伴い、新型コロナウイルスへの対応に伴う感染拡大防止の観点から、利用者との対面が困難な場合における本市取扱いを下記のとおり定めましたので、ご確認のうえご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、下記の取扱いを遵守しなかった場合には、後日過誤請求していただく場合もありますので、ご注意ください。

#### 1 適用期間

本事務連絡発出日以降の暫定的な対応とします。（終了時期については別途連絡）

#### 2 対象者

新型コロナウイルスへの対応に伴い、企業から対面支援を控えるように指示を受けた方

#### 3 対面支援に代わる取扱いについて

- ・ 電話連絡またはテレビ電話等による方法も対面支援として取り扱います。利用者との音声でのやり取りを要件とし、メール等の文字でのやり取りのみは不可。
- ・ 本取扱いに基づいてサービス提供が行われる場合は、利用者の日々の支援の記録に、利用者とのやり取りの方法（例：電話等）および具体的な状況や内容等を記載してください。

※ 本取扱いの対象者は、大阪市内の区役所で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村の支給決定者については、支給決定を行った自治体へご確認ください。

#### 【別添資料】

（参考） 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第3報）

#### 【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい支援課 Tel：06-6208-8076 Fax：06-6202-6962